

## 【新】販路開拓事業費補助金(案)について

## 1. 以前の販路開拓事業費補助金の概要

対象者	対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
市内で操業している中小企業者、協同組合等	1. 展示会等開催事業	旅費、宿泊費、運搬費、会場借料、会場装飾費、広告宣伝費	1/2 以内 小規模企業者は 2/3 以内	30 万円
	2. 展示会等出展事業	旅費、宿泊費、運搬費、会場借料、会場装飾費、広告宣伝費		15 万円

## 2. 新販路開拓事業費補助金(案) = (仮称)展示会等出展事業費補助金

対象者	対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
市内で操業している中小企業者、協同組合等	県外での展示会等出展事業	運搬費、会場借料(出展料)、会場装飾費、広告宣伝費	2/3 以内	20 万円

## 1) 対象事業

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、県外での事業活動が制限されていたことから、アフターコロナを見据えた県外(海外)での新たな販路開拓を支援することを目的として、県外(海外)で開催される展示会や見本市等に特化した補助制度とする。

なお、動画の作成やWebの活用等による販路開拓に関しては、既存の補助制度を活用していく。

※同一年度内においては、1企業につき1回限りの交付とする。

## 2) 補助対象経費

従来 of 補助制度では、旅費や宿泊費は、移動(交通)手段、経路、人数、前・後泊の必要性などの可否の判断に苦慮していたことから、展示会等の出展に係る費用に特化した補助制度とする。

## 3) 補助率

中小企業者、小規模企業者で掛かる経費に差が無いことから、補助率は一律とする。

## 4) 補助限度額

物価高騰などを考慮し、従来より限度額を高く設定する。